

平成 16 年 8 月 18 日

共済組合公報

(第 362 号)

共 済 組 合 公 報

第 3 6 2 号

長野市大字中御所字岡田 30 番地 20

長野県市町村職員共済組合

電話 026(228)5600

公告第 2 1 号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を次のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定に基づき、平成 16 年 8 月 17 日付けをもって理事長において専決処分したので公告する。

平成 16 年 8 月 18 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 矢 崎 和 広

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 2 号）の一部を次のように変更する。

第 19 条中「20 日以内」を「50 日以内」に改める。

附 則

この変更は、公告の日から施行する。